

通訳案内業(通訳案内士)	<p>この道40年、1980年からフリーランス個人事業主でした。給付規定の冒頭の趣旨目的そのものに該当します(インバウンドの急減により影響を受けたフリーランスを含む個人事業者)。</p> <p>年収のすべてをこの仕事から得ており、たまたま2019の確定申告ではJTBを事業(15%)、阪急交通社を給与(85%)で行いました。</p> <p>この阪急の仕事はJTBの仕事と100%同じです。単に会社都合で給与になっているだけです。</p> <p>本来は全年収が事業所得になるべきところ、このような形の確定申告になりました。</p> <p>それなのに、給与所得対象拡大されても事業所得がある人は除かれるのはまったく理不尽です。40年このかたやってきて今後も持続する人、しかもインバウンドで観光立国に貢献し続けている人を見捨てるのですか?</p> <p>事業所得だけで従来の制度ですと満額にならないのです。</p> <p>コロナによる国境封鎖とオリンピック中止で、インバウンドガイドは半年以上、収入ゼロです。</p> <p>事業の欄が0を外していただければ、合算しなくとも給与分だけで満額いただけます。</p> <p>私と同じくJTBと阪急から委託されている同業者は、JTBを雑所得、阪急は私と同じ給与なので、彼女たちは全員満額もらいます。</p> <p>同じ仕事で同じ会社で、ただ確定申告の収入区分が事業か雑所得の違いだけで、給付額が天と地になるのはおかしいし、不公平、理不尽以外の何ものでもありません。</p>
ヤマハ英語講師	<p>委任の給与なので源泉徴収票があり、確定申告で事業収入にはできない。一時的な同等の内容の仕事で支払い書で頂いた金額を正直に申告した。税務署では事業収入になると言われた。給与の方には経費はつけられず事業収入にはつけられますと言われた。同じ内容なのにとその時にも疑問に思った。それからこの29日の有様です。元々委任で給与るのがおかしいが内容としては申告に間違いはない(どちらも報酬で有れば事業収入だった)。なのに今は唯一事業収入と申告できたものために本来給付が受けられる金額の1、2%の支給にしかならず頭に疑問がいっぱいです。</p>
自由業(非常勤講師との兼業)	<p>私は自由業の事業所得と大学及び専門学校の非常勤講師の兼業で毎年、確定申告を行っていますが、生活費の多くを非常勤講師の給与所得から得ています。</p> <p>そのうち、今回のコロナの影響で専門学校の授業日数が4分の1以下に減少し、収入(主に社会保障費の支払いに充てています)が減少してしまいました。</p> <p>昨日、持続化給付金正式LINEのオペレーターの方に相談してましたところ、</p> <p>事業所得が僅かであるものの、0円ではないため、今回の「給与所得・雑所得」からは除外されるとのことでした。通常の事業所得として手続きしても、給与所得で減少した金額には遠くおよびそうになく困り果てております。生活の実情に合わせ柔軟なご対応を是非ともお願いできればと思います。</p>
役者	<p>私はイベントなどで子供達を楽しませる仕事を20年続けています。事務所所属ではなく、いろいろな会社から仕事をいただいている。一社だけ、源泉徴収票が給与所得と評価されている場所があり、確定申告もそのまま申告していました。給与といっても、仕事をした分しかお金は発生しません。現在は決まっていた仕事も全てキャンセル、今後も子供向けイベントができるようになるには時間がかかると思います。最初は、給与所得では申請できないと絶望し、今回は事業所得があると申請できない。そんな理不尽なことがあるんですか?このままでは生活もできず、精神的にも追い詰められ命を守ることすら困難になりそうです。どうか、私達のような困窮している国民を救ってください。よろしくお願いします。</p>
イベントコンパニオン	<p>今回の事業所得が1円でもあれば、同じ事業でも給与が主な収入になっていても、給与分の申請は出来ず現行の事業所得分でしか申請が出来ない。</p> <p>私の場合は、給与9割・事業所得1割です。</p> <p>1割の給付金を頂いたところで、持続する為には何の補填にもならない。</p> <p>事業所得で申告した分を、雑所得で確定申告していたら、全てが対象になった。</p> <p>また、同業の人で給与ではなく報酬として支払いされていて、事業所得で申告した人は現行の持続化給付金に申請し既に給付金を受け取ってる人もいる。</p> <p>報酬で支払われ、雑所得で申告する人は今回の方で申請出来る。</p> <p>支払い方法は会社が決めていて、こちらでは選択出来ないので、その違いと確定申告の申告欄の違いだけで、全く同じ業種で稼働してるので、助かる人と給付金を受け取れずに助からない人が出る制度は不公平だと思います。</p>

イベントコンパニオン	雑所得で申請しており持続化給付金の条件緩和をずっと待っていましたが被扶養者のため今回も除外されました。事業所得だと社保でも可能なのに雑所得等だけ不可となるのは納得いきませんし、こんなにも不平等な状態ではこの新制度の意味がないと思います。どうか対応をお願い致します。
音楽講師	事業所得の人はなんのくくりもないのに給与所得、雑所得はなぜ被扶養者では対象にならないのかがおかしいです。そして事業所得、給与所得とダブルで働いていて両方の方はNGとはありえません、その理由を知りたいです。私は違いますか非常勤講師（給与所得）ではやっていけないでアルバイトで楽器店で働き（事業所得）、収入が少ないので親の扶養に入っている仲間はたくさんいます。かたや、楽器店のみ事業所得の方は100万円を頂き、明暗を分けています。ありえない設定です。よろしくお願ひします。
バレエダンサー	バレエダンサーは特に女性は収入が少なく、プロでありながらアルバイトしながらの生活になっている国の状況です。しかし、これから先の舞台公演なども中止になり、ギャラとしてでしかいただいているので、バレエ団からの収入は全然ありません。また再開されたところで客席数を半分とするため、バレエ団としての収入は少なく、私たちに支払われるギャラも本当に少くなると予想しています。雑所得として申請したのも、まだ全然何もわかっておらず税務署での最初の確定申告で、ここに入力してくださいと言われたところが雑所得でした。私がちゃんと調べていない落度はありますが、事業所得の人は扶養に入っていても給付されるのは平等ではないと思います。このままではバレエをやっていくのも難しい状況になります。再度給付される対象の拡大を願います。
音楽教室ピアノ講師	被扶養者が対象外で絶望しています。 主人の給料だけでは到底子供二人を食べさせていけません。これからも生徒が減れば報酬も減ります。いつどうなるかわからないため大変不安です。どうか対象を拡大して下さい。よろしくお願ひします。
フリーacamラマン	税務署支持で『雑収入』と記入したばかりに何も支援されないと、なんと残念なことかと思う。 雑収入でさえなければ、最初の申請で通った筈だからです。同じ状況で支援される人とされない人が出てくるのは、おかしくないですか？ 扶養されていれば生活できると世帯を軸に考えられたら、事業はおろか生活出来ない人はどうしたらいいのですか？ 女性が輝くなんとか、って仰ってましたが、被扶養者の収入を家計の両輪にしている家庭は少なくありません。どうか雑収入・被扶養者であっても受理願います。
通訳案内士	配偶者のいる女性を対象から締め出そうとする政府の意図を感じる。通訳ガイドは不安定な仕事なので被扶養者であることは難しいし、従って国保加入者という条件は現実的ではない。誇りをもって仕事をしている女性の正当な権利を認めてほしい。
演奏家	私は被扶養者ですが、配偶者の収入は高なく夫婦で働かないと生活は成り立ちません。(配偶者は契約社員でしたが、この度失業しました。来月から被扶養者でなくなります。早く次の仕事が見つかるのを待つかりません。) 国会議員の皆様には多種多様な生き方や仕事がある、という事をこの機会にきちんと知って欲しい。国民は税金を納め、懸命に生活している。その一人一人で国は成り立っていると思う。そこに優劣はない。どんな立場の人をも救出する措置をお願いしたいと心から願います。
校正	パートさんやアルバイトさんは被扶養者でも国から休業補償がされます。 事業収入で確定申告している被扶養者にも補償があります。なぜ、今回は被扶養者だと補償されないのでしょうか?夫1人での収入だと生活できないから働いているのです。みんなが納得できるような説明をお願いしたい。
個別教室講師	被扶養者ですが、私の収入で大学生の娘の学費を貯っています。夫の扶養内で働く妻は、小遣い稼ぎで働いているとでも思っているのでは?庶民の暮らしの実態を知らないから、わざわざこんな条件をつくるのだと思う。
声楽家	事業だと思って合唱指導や舞台に立ってまいりましたが、新型コロナ渦で未だに仕事ができませんし、先行きも見えません。オンラインの世界なども模索しておりますが、収入には殆ど繋がらないのが現状です。被扶養者とはいえ家計を補っており、主人もフリーランスなので、影響を受けており貯金を切り崩しての生活を余儀なくされていますがそろそろ限界が見えてきました。事業者申請の被扶養者も持続性給付金を受け取れていると伺いました。このままでは救済になりません。
デザイナー	持続化給付金についてですが、1次と2次で条件が違うのは(被扶養者が対象外になっているなど)明らかに不公平だと思います。こういった制度を決めている人のさじ加減で人生が変わってしまうのは納得がいきません。財源が税金であるならば、公平であるべきではないのでしょうか?

アニメーション 美術	育児中のため仕事量を減らして夫の扶養に入っていたのですがコロナでまさかの仕事ゼロ、このままでは廃業ですね。長年アニメーションに携わり頑張ってきましたが、これが「クールジャパン」の実態か、と残念な気持ちでいっぱいです。女性活躍も育児応援もアニメ文化保護もなにも政府はやる気ないのがよく分かりました。残念です。
料理教室講師	親の介護、娘の大学進学など色々なことが重なり本当に辛いです。扶養にはいっているからといって余裕がある人ばかりではないことを分かってもらいたいです。
声優	声優だけでは、安定して中々収入が得られないからバイトしてるので、それが報われないのが悔しい。現行制度のままならなやれてたのに
ピアノ講師	業務委託の仕事と被雇用でバイトをしているので今は対象外になっています。業務委託契約の収入分だけで良いので申請できるようにしてほしいです。
学校法人との1年単位契約による非常勤講師	事業所得で申告していないことで給付金対象外とされ、収入が無くなり派遣会社で仕事を始めました。そのために今回の対象者拡大から外れるというのは到底納得できません。すでに給付を受けている人でも、現在はアルバイトなど別の仕事をしている人もいます。また扶養者の方でもすでに給付を受けています。同じ立場なのに条件を狭めて、給付対象外とするのは、理由の無い差別で異常事態です。大至急、見直しの上正常な姿に戻してもらえるようお願いします。 このままでは、生活のため努力して仕事を始めた人が対象外、何もしていない人だけが給付対象になるとという常軌を逸した制度を進める事態になってしまいます。
ダンス教室（主催者）と事務補佐員（2つの仕事をしています）	私を含め、2つ仕事をしている方というのは（私は1年更新の給与所得の事務補佐員の仕事と、本命の仕事（雑所得）のダンス教室の主催者です。ダンス教室だけでは家賃等の支払いもあるため、それだけでは生活できない金額なので2つ仕事をしています。 数年前確定申告の際、税務署に、2つ仕事をしていることを説明したらダンス教室の方は雑所得で提出してと言われました。役所の言うことを聞いて今日までましたが、蓋を開けたら雑所得ではダメだと。（はじめの持続化給付金でわかった） また6月29日から申請できる雑所得の人は、アルバイト等している人（雇用がある人）は対象外と。 きちんとしている職場（雇用主）なら確実に健康保険に加入していると思います。 誰もが1つの仕事で生活できているという考えを払拭してほしいです。変な縛りをするのではなく、それならそれに金額を変えて支給するなど納得いく方法を考えて下さい。 霞ヶ関の宿舎で家賃もありえない安さで生活し、給与も税金、2つ仕事なんてしなくてもいい閣僚方には国民の生活と同じ生活をしてもらわないとわからない事なのでしょうか？ 時間がかかるっても、救済に力をいれてほしいものです。税金10%とっているのですから、国民のために出来ることを考えて欲しいです。
講師業	今回、新型コロナにより数ヶ月間の事業休業を余儀なくされました。生活のため、所得を補うために行っているアルバイトにより被雇用者に該当し、第二弾の対象からも漏れました。第一弾ではサラリーマンの副業でも申請可能であったのに、ようやく発表された第二弾は被扶養者除外も含めあまりにも入り口を狭めた形で本当に失望しています。初めから給付する気がないのだろうと思っています。国民健康保険証加入者限定もそうですが、国は多様な働き方を推進すると口では言っておきながら、多様な働き方の実態把握もせず、また自粛を要請しておきながら救おうともしない。大企業さえ守ることができればそれで良いのでしょうか。
グラフィックデザイナー	グラフィックデザイナーで私のようにフリーランスと派遣を掛け持ちしている人は少なくありません。派遣の仕事は、スキルの維持や営業先を開拓できるという面でフリーランスの仕事に役立っていますし、仕事の内容も時間で区切られる点を除けばフリーランスのそれと全く同じです。また、派遣会社の力よりも、個人の技量で評価が決まり、それが認められて契約延長になったりリピート指名をいただいたりしてきましたが、当然派遣会社からの支援はありません。給付対象にならないと、フリーランスの立場を維持できなくなります。政府は開業登録のある自営業者を収入の内訳にかかわらず支援すべきだと考えます。

予備校講師	私は予備校の推薦により、私学共済に加入しておりますが、契約は業務委託契約です。他の国民健康保険の講師と置かれた状況は同じです。実際、5月の収入は0円でした。国民健康保険という縛りは業務委託契約書があれば必要だと思います。国民健康保険の講師は恐らく給付金がもらえる事になり、違和感を抱きます。我らのような状況の講師は少数ですので、幅広い柔軟な対応をお願いしたいです。
イベント業(同会)	2月からコロナの影響で仕事がなくなり、5/1からの持続化給付金も雑所得で税申告していたため受けられず、まったく収入がないのでアルバイトを始めるのは仕方のないことだと思いませんか。そこで社保に入ったからといって、待ちに待たされた雑所得対象の持続化給付金も対象外になるのはおかしいとしか言いようがない。 廃業の意志はまったくなく、今後も本業の予定は入っています。それでも事業存続の意思なしとみなされるのですか?
講師、翻訳、通訳	①対象外になった理由: 国民健康保険証の資格取得日が2020年2月。 2018年の収入が扶養対象額でしたので、2019年度は主人の扶養家族。2019年の収入が多かった為、扶養対象から外れ、今年2月、国民健康保険に加入しました。今回の給付金はコロナの影響を受けた人が対象です。なぜ2019年以前の資格(収入)が今回の申請に関係するのか、その理由がよくわかりません。私はコロナ問題が発生する前に、扶養から外れ、国民健康保険加入の手続きをし、現在高額な保険料を支払っております。 諸々の書類の添付は、正式に働いている人であれば、揃えるのは可能だと思われ、不正防止の為に必要かもしれません、上記の2019年以前云々の条件は不要ではないでしょうか。
整体、エステなど美容業	2019年に収入が増えたため、被扶養者ではなくなりました。2020年4月までは国民健康保険に加入していましたのですが、2月から収入が減り5月、6月は去年の50%以上減りました。 予約のキャンセルは増え、職場からは新型コロナウイルス感染予防対策で営業時間の短縮をお願いされただけでなんの補償もありませんでした。去年より出勤日数は半分に減り、予約は1日に3時間までしか受け付けられません。それがいつまで続くかもわかりません。 もっと早くに持続化給付金が受けられたら、被扶養者になる決断をすることがありませんでした。今までずっと我慢してきました。 ようやく持続化給付金が申請できると思っていたら、被扶養者は対象外。 本当に困っています。